

ひとり暮らし高齢者入浴料助成要綱

(総則)

第1条 ひとり暮らし高齢者が公衆浴場を利用する場合の入浴料の助成については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 入浴料の助成を受けることのできる者は、ひとり暮らし高齢者（現に市内で在宅かつ単身で生活している65歳以上の者（当該者がアパートその他の集合住宅に居住する場合で同一棟に3親等以内の親族が居住しているとき又は当該者が居住する住宅と同一の敷地内の別棟に3親等以内の親族が居住しているときを除く。）をいう。以下同じ。）とする。

(助成の内容)

第3条 入浴料の助成は、ひとり暮らし高齢者に対し入浴利用券（第1号様式）を1月につき4枚交付することにより行う。

2 前項に規定する入浴利用券は、あらかじめ1年分をまとめて交付することができる。

(ひとり暮らし高齢者入浴利用券交付申請書等)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、ひとり暮らし高齢者入浴利用券交付申請書（第2号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書は、当該ひとり暮らし高齢者の住所を含む区域を担当する民生委員を経由して市長に提出しなければならない。

3 規則第5条第2項に規定する決定通知は、入浴利用券の交付をもって代える。

(支払)

第5条 第3条第1項の規定による入浴利用券に係る料金は、入浴利用券の交付を受けた者に代わり市が公衆浴場業者に支払うものとする。

2 横須賀浴場組合連合会長は、当該連合会に加盟する公衆浴場業者が取り扱った入浴利用券をとりまとめ、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各20日までにそれぞれの前月までの分を市長に提出するものとする。

(入浴利用券)

第6条 入浴利用券は、大人の入浴料金相当額とする。

2 入浴利用券は、入浴利用券の交付を受けた者以外の者は使用することができない。

- 3 入浴利用券を他人に譲渡した場合は、その入浴利用券は無効とする。
- 4 入浴利用券の有効期限は、交付された入浴利用券に記載されている期限までとする。ただし、期限の途中において資格を失った対象者が交付を受けた入浴利用券の有効期限は、資格を失った日までとし、当該対象者は、残余の入浴利用券を直ちに返還しなければならない。

(助成の取消し)

第7条 市長は、規則第7条第1項に規定するもののほか、入浴利用券の交付を受けた者が入浴利用券を他人に譲渡した場合は、入浴料の助成の決定を取り消すことができる。

(入浴利用券の交付停止)

第8条 市長は、規則第7条第1項及び前条の規定により入浴利用券の助成の決定を取り消した場合は、取り消された者に対して、次年度の入浴利用券を交付しないことができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式（表）（第 3 条第 1 項関係）

		No.
○ 寿	入 浴 利 用 券	
	年度	月 月分
	(年)	
有効期限	年 (年)	月末日まで
利用者氏名		
横須賀市長		印
(裏面をご覧ください。)		

第 1 号様式（裏）

ご注意

- ・ この券は、市内の公衆浴場で利用できます。
- ・ 必ず氏名を記入してください。
- ・ 公衆浴場で 1 枚ずつ番台へお渡してください。
- ・ 有効期間を過ぎたものは、無効となります。

この券を他人に譲渡したり、不正に使用した場合は助成の対象になりません。また、次年度の利用券を交付しないことがあります。

第 2 号様式（第 4 条第 1 項関係）

ひとり暮らし高齢者入浴利用券交付申請書（交付台帳）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
(申請者) 住所	
氏名	
年 月 日生	
民生委員協議会名	
民生委員氏名	
(事務処理欄)	